2026年1月1日

文化庁長官
都倉 俊一 様

日本ミュージアム・マネージメント学会
会　長　　小川　義和

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」
に関するパブリック・コメントの提出について

日頃より博物館の事業・運営にご指導と支援を賜り感謝申し上げます。今般、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関するパブリック・コメントについて、日本ミュージアム・マネージメント学会として、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを通じ、下記の通り意見を提出いたしました。

この度の基準の改正が実りあるものとなるよう、改正案の修正に反映いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【要点】

1．審議会としての報告をまとめ、望ましい基準の拙速な改正を避け、博物館の設置者や現場の意見を十分に汲み取った上での改正を強く望む。

2．改正案第３条
経営には責任が伴うことを考慮し、法令において安易に「博物館経営」という文言を規定することに、断固反対する。

3．改正案第３条第５項について
「国際的な視野」とは何なのか、具体的な文言に修正するとともに、同条項のみならず、第６条（資料の収集、保管）や第７条（展示等）、第１１条（利用者に対応したサービスの提供）等についても同様の趣旨を明記することを強く望む。

4．改正案第６条第２項について
法令上、「廃棄」の文言を規定することは、結果的に各設置者にコレクションの廃棄を促すことになりかねず、将来に禍根を残す怖れがあることから、断固反対する。

5．改正案第１４条第６項について
博物館の人材確保について、館長に占める女性の割合が 相対的に低いことや、ダイバーシティ・オフィサーのような多様性、公平性、包摂性、アクセシビリティに配慮した博物館運営を担う多様な人材を配置することについても規定することを強く望む。

６．改正案第１５条第１項について

博物館法に規定していない市町村が主体となって研修を行う努力義務を課すことは、規制強化につながり、規定するべきではない。

【詳細】

１．本パブリック・コメントの内容及びプロセスについて

本パブリック・コメントは、文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループ第２期において、令和７年５月から８月にかけて５回開催され、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」と言う。）の改正に向けた審議が行われていますが、同ワーキンググループとしての報告・取りまとめや、文化審議議会、文化施設部会としての答申等がまとめられないまま、改正案本体のパブリック・コメントが実施されています。

一般国民にとっては、法令用語は難解であり、改正の趣旨を述べた審議会の報告書等の文書が取りまとめられないまま、法令行為である告示案の改正案についてパブリック・コメントを行うことは、不適切かつ乱暴であると考えます。

平成 23 年の望ましい基準改正の際には、文部科学省生涯学習政策局に設けられた「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」において関係者ヒアリング４回を含む８回の審議を経て、報告書を取りまとめ、パブリック・コメントを経て改正が行われています。文化庁においては審議会で審議が行われていながら、そのプロセスが不十分であり、博物館の設置者や博物館現場の意見が十分に反映されていないと考えられます。

文化庁におかれては、望ましい基準の拙速な改正を避け、博物館の設置者や現場の意見を十分に汲み取った上での改正がなされることを強く望みます。

多様な館種を踏まえた望ましい基準の制定について

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による報告書「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」(平成２２年３月)の「はじめに」に、館種ごとの「多様性こそが博物館の最も大きな特徴である。このような博物館の特徴をいかに活かし、地域住民の学習ニーズに対応し得る施設として発展させるかが、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」の要諦であり、今回の改正によってその多様性を損なうことがあってはならないことは言うまでもない。」と述べられていますが、本改正案では、そのような観点が見受けられません。

同協力者会議では、館種ごとに望ましい基準を設けるべきではないかとの意見もあったと承知していますが、博物館ワーキンググループの議事録を読む限り、そのような議論は行われておらず、審議が不十分であると考えます。

文化庁におかれては、望ましい基準の拙速な改正を避け、多様な館種を含む博物館の現状や課題を踏まえた上での改正がなされることを強く望みます。

２．改正案第３条について

博物館は、ICOM（国際博物館会議）規約において、「not-for-profit, permanent institution in the service of society（社会のための非営利の常設機関）」であると定義されています。また、UNESCO（国際連合教育科学文化機関）は、「ミュー

ジアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015 年）において、博物館を「non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public（社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設）」であると定義しています。

一方、日本の博物館法においては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づくと規定しながら、「非営利」であることは明記されておらず、2022 年の博物館法改正によって、営利企業であっても登録博物館の対象となり、国際的には特異な博物館政策へと転換しました。ただし、博物館法には「経営」という文言はなく、博物館法施行規則にも学芸員養成科目として「博物館経営論」という科目があるにとどまります。

経営には責任が伴い、7 割もの博物館が公立博物館である日本において、設置者に経営責任を求めることは、地方公共団体に対する規制の強化につながることも危惧され、法令上「博物館の経営」という文言を安易に使用することには慎重であるべきと考えます。

また、改正案の「博物館の経営」の概念には外部資金の獲得と収益を求めることが中心に述べられ、経営の一部の概念のみが取り上げられており、「博物館の経営」に対する設置者、運営者、利用者の誤解を招く恐れがあります。

さらに、国際的には非営利であるべき博物館に、必要以上に外部資金の獲得や収益事業の推進を求めた結果、設置者が予算を減額し、ひいては入館料を値上げする根拠として利用されることも懸念されます。

加えて、約３割の公立博物館に導入されている指定管理制度は、あくまでも「運営委託業務」に関する民間のノウハウ活用であり、「経営」ノウハウの活用ではないと理解しています、本改正案は、現行の指定管理制度の根幹を大きく揺るがすことになり、博物館の指定管理者が現れない地方公共団体が数多く出てくることも懸念されます。

以上の理由から、日本ミュージアム・マネージメント学会としては、「博物館経営」という文言を使うことに断固反対します。

３．改正案第３条第５項について

「博物館は、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、国際的な視野に」立つことは重要ですが、世界をリードする各国の博物館において、コロナ禍の期間は別として、着実に経営の改善を実現しているところは、決して多くありません。「国際的な視野」とは、具体的に何を指すのか、法令として具体的な文言に修正することを強く求めます。

また、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえるのは、第６条（資料の収集、保管）や第７条（展示等）、第１１条（利用者に対応したサービスの提供）等についても同様であり、同様の規定を盛り込むことを強く望みます。

あわせて、国際的な視野に立った関係法令の遵守等の必要性についても明記すべきと考えます。

４．改正案第６条第２項について

2024 年に山下真・奈良県知事が奈良県立民俗博物館の有する民俗資料の収集・保存方針を一部廃棄も含めて再検討するよう指示し、検討委員会において収集・

保存方針と除籍マニュアル（手順規定）の策定の動きが進んでいます。このような状況の中、法令で「廃棄」の文言を入れれば、各設置者においてそうした動きを助長させることが懸念されます。コレクション・ポリシーを定めるのは、各設置者や博物館であり、歴史資料、美術資料、自然史資料等コレクションの性質によっても大きく異なります。日本ミュージアム・マネージメント学会としては、安易に法令上「廃棄」の文言を規定することは、将来に禍根を残すことにつながりかねず、断固反対します。

５．改正案第１４条第６項について

博物館に多様な人材を実情に応じて確保するよう努めることは極めて重要ですが、一方で、法改正の際に国会審議で指摘され、公布通知（令和４年４月１５日文化庁次長通知）でも述べている館長に占める女性の割合が 相対的に低いことについても言及すべきと考えます。

また、海外の動向を踏まえ、ダイバーシティ・オフィサーのような多様性、公平性、包摂性、アクセシビリティに配慮した博物館運営を担う多様な人材を配置することについても、第１２条第２項において総論で述べるだけでなく、第１４条においても規定することを強く望みます。

６．改正案第１５条第１項について

人材の養成及び研修を行うことは極めて重要ですが、博物館法第７条では、職員研修の実施主体を、「文部科学大臣及び都道府県の教育委員会」と規定しており、法改正によらず告示で市町村にも新たな努力義務を課すことは、規制強化につながることを危惧します。市町村が主体となって研修を行うための講師人材や資金の確保について、地方交付税措置もないまま安易に規定するべきではないと考えます。

（以上）